現 場 説 明 書 追 加 事 項

工事名　　県道川入巌井線舗装工事

工　種	種　別	説　明　事　項
	技術者の適正配置	１．請負代金額 4,500万円以上の工事については、主任技術者又は監理技術者は専任とする。ただし、当初契約時における「請負代金額」は「許容価格」と読み替えて適用する。 ２．専任となる期間は、工事着手日から工事検査日までとし、修補等の指示を受けた場合は修補完了日までとする。 　なお、この期間における技術者の変更は基本的に認めない。ただし、病気・退職等やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない。この場合、変更となる事由を書面にて本市に申し出、承認を得ること。
	施工時間帯	１．本工事の施工時間帯は夜間施工（21:00～6:00）で考えているが、関係機関との協議により、これにより難い場合は監督員と協議すること。

20260101

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種　別</th><th>説　明　事　項</th></tr>
<tr><td>一般事項</td><td>建設副産物</td><td>
本工事から発生する特定建設資材廃棄物（ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、建設発生木材）及び産業廃棄物は、下記の再資源化施設に搬入するものとし、その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は、産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。

また、下記再資源化施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない事項についてはこの限りではない。

特定建設資材廃棄物（建設リサイクル法）
<table>
<tr><th>種　別</th><th>処理場所</th><th>処理施設名</th><th>片道運搬距離</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ</td><td>岡山市南区
箕島地内</td><td>岡山アスコン株式会社</td><td>L=7.3km</td><td>夜間</td></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄ切削殻</td><td>岡山市南区
箕島地内</td><td>岡山アスコン株式会社</td><td>L=7.3km</td><td>夜間</td></tr>
</table>
１．受入条件については、下記のとおりとする。

１）受入時間帯は、平日の22:00～4:30を予定している。

２）ゴミ等を混入させないこと。

３）As殻については路盤材及び土砂の混入がない様努めるものとする。

２．特定建設資材廃棄物の処理については、契約締結時に契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、契約違反となるので注意すること。契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。
</td></tr>
</table>

工　種	種　別	説　明　事　項
一般事項	変更後請負代金額の算出	１．請負代金額に変更があった場合の変更後請負代金額の算出は、次の式による。 変更後請負代金額 ＝（変更後設計金額(税抜)×（当初請負代金額(税込)／当初設計金額(税込)）×（1＋消費税率） 上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
	交通規制	本工事において、極力交通規制が伴わない工法又は、交通規制の期間が短縮される方法について検討し監督員に提出すること。
	その他	１．工事の実施に当たっては、道路交通法第７７条の規定に基づく所轄警察署長の許可を事前に受け一般交通に対する支障を最小限にとどめるものとする。 ２．現道の交通処理については、万全を期するものとする。また、工事中一般交通等に支障を及ぼさないように安全確保に努めること。 ３．公安委員会や地元との協議等に伴う要望事項については、監督員に報告すること。 ４．工事期間中、沿道住民等の第三者により苦情、又は意見があった場合は丁寧に対応し直ちに監督員に報告するとともに適切な処置を講じなければならない。 ５．工事中の一般交通開放区間の路面状況については、常時点検を行い特に注意を払い、万一凹凸等が生じた時は速やかに監督員に連絡し、対策を講じるものとする。 ６．施工に際し、現道の路面を損傷あるいは汚損しないようにすること。尚、路面汚損防止対策が必要な場合は、監督員と協議すること。 ７．現地の状況により既設構造物施設等の取壊し、復旧及び移設等の必要が生じた場合は、監督員と協議すること。 ８．残土等の搬出に際し、公道等の路面汚濁防止に努め、舗装等の補修が必要となった場合は、監督員と協議すること。 ９．本工事箇所は、とくに生活環境を保全する必要がある地域であるので施工に当たっては低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用するものとする。 10．本工事は、標準断面発注の工事であるため、以下のとおり実施すること。 ・受注者は、工事施工前に「測量」及び「設計図等作成」を実施し、監督員に提出及び協議を行うこと。協議後は、監督員からの「指示」に従うこと。 ・作業費は、共通仮設費の準備費に「路線測量（横断測量）」及び「設計図等作成費」を計上している。 ・［舗装工］における監督員への「設計図書」の提出資料は以下を標準とするが、詳細は監督員との協議による。 縦断面図，横断面図，展開図，面積・断面・切削厚等の計算書， 工事内訳書(数量表)，測量観測手簿

工　種	種　別	説　明　事　項
仮設工	交通誘導 警備員等	１．交通誘導警備員を下記の通り見込んでいる。 交通誘導警備員Ｂ（夜間交替要員無し）　２２人 交通誘導警備員Ｂ（昼間交替要員無し）　　３人 なお、配置場所等については、監督員と協議すること。
	その他	現地の状況により他の仮設の必要が生じた場合は、監督員と協議すること。
舗装工	路面切削工	１．日々の施工が完了した後、一般車両に交通開放する場合は、縦断方向へのすり付けは、岡山県土木部制定「土木工事設計マニュアル」により、かつ車道段差が無いように施工量を考慮するとともに路肩処理等も完了すること。 ２．施工途中で降雨等のためやむを得ず横断方向に段差が生ずる場合は次の何れかによること。 １）アスファルト合材により段差のすり付けを行うこと。勾配は４％以下とする。 ２）岡山市土木工事共通仕様書の保安施設設置基準に基づきバリケード、赤色灯等を設置して交通開放を行う。 ３．路面切削量の確認については、「測量による方法」による。 １）切削前 一車線当り５点を測量すること。測定方法は、路肩及び車線境界あるいは中央線は、水準測量を行うこととするが、その他の測定点は、水糸等を用いた高低差によることができる。（横断プロフィルメーターを使用してもよい。） ２）切削後 一車線当り３点を測量すること。測定方法は、切削前に測定した路肩等の高さの既知点からの高低差によることができる。 ４．横断測量の間隔 ２０ｍ毎に１断面の割合で測量を行う。